

議案第 2 号

関市第 1 号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部改正について

関市第 1 号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 3 年 2 月 1 6 日提出

関市長 尾 関 健 治

提案理由

関市第 1 号会計年度任用職員の報酬の時間額に係る限度額を改定するため、この条例を定めようとする。

関市第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例
の一部を改正する条例

関市第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例（令和元年関市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「2,500円」を「3,000円」に改める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。